

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

矢野目小学校特別教室棟整備事業事業者を選定するため、下記により企画提案書の提出を招請します。

令和6年6月10日

福島市長 木幡 浩

1 プロポーザルの名称

矢野目小学校特別教室棟整備事業事業者選定プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

矢野目小学校に特別教室棟を整備し、児童の学びの環境の充実を早期に図るため、設計から建設までを一括して行うことができる事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施するものである。

(2) 事業内容

矢野目小学校特別教室棟整備

詳細は別紙「仕様書」参照

(3) 事業期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 概算事業費

23,600万円（税込み）

※概算事業費は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

3 担当部局

福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3706

FAX 024-528-2481

4 参加資格要件

矢野目小学校特別教室棟整備事業事業者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の参加資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当し、福島市の参加資格審査においてその資格を認められた者とする。

- (1) 令和6年度福島市物品調達有資格業者名簿の「土木・建築資材」に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出時において、福島市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき建築工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 本業務の執行体制として、主任技術者及び担当技術者を配置すること。担当技術者には一級建築士の資格を有するものを配置することとし、主任技術者が一級建築士の資格を有する場合は担当技術者を兼ねることができるものとする。
- (7) 平成26年度以降に元請けとして、国又は地方公共団体の発注による同種業務（鉄骨造（軽量鉄骨造も含む））について、契約実績があること。

## 5 参加表明に関する説明書（企画提案書作成要領等）の交付期間及び交付方法

### (1) 交付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月21日（金）まで

### (2) 交付方法

福島市ホームページからのダウンロードとする。

## 6 参加表明書及び企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

### (1) 参加表明に係る提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式2）
- ③事業所の資格要件（様式3）
- ④事業所の業務実績（様式4）
- ⑤様式4に記載した業務実績に係る契約書の写し
- ⑥建設業許可証明書の写し
- ⑦業務執行体制表（※任意様式 4 参加資格要件（6）に係るもの）

### (2) 企画提案に係る提出書類

- ①企画提案書（様式6）
- ②企画提案説明書（様式7）
- ③技術者主要業務実績表（様式8）
- ④様式8に記載した技術者に係る保有資格登録証等の写し
- ⑤様式8に記載した業務に関し主任技術者として配置されたことが確認できる書類
- ⑥見積書（様式10）

### (3) 提出期間

令和6年7月10日（水）の1日のみ

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(4) 提出場所

福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係

(5) 提出方法

提出期間内に、教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係に持参すること。郵送等による提出は認めない。

(6) 提出部数

各1部（ただし、企画提案説明書（様式7）については14部）

7 参加表明及び企画提案に関する質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月21日（金）まで  
（期間中の土曜日、日曜日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

福島市教育委員会事務局 教育施設管理課 施設係

(3) 提出方法

参加表明及び企画提案に関して質問がある場合は、参加表明・企画提案に関する質問書（様式5又は様式9）を作成し、FAXにより提出すること。送信後は、到着確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

福島市ホームページに令和6年6月28日（金）までに掲載する。（個別の回答は行わない。）

8 参加資格の審査及び結果の通知

担当部局は、参加表明書を「4 参加資格要件」により審査し、その結果を令和6年7月12日（金）に通知する。

9 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

審査は事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、別紙特定基準に基づく評価事項等により優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、一次審査及び二次審査（ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

(2) 一次審査

審査委員会は、企画提案書及び参加表明の際に提出された書類を審査し、各審査委員持点4票により選出し、その合計票数に基づき、二次審査要請者として4者程度を選定する。なお、合計票が同数となった場合には、審査委員会において、優劣を決する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

(3) 二次審査

二次審査要請者に対して審査委員会のヒアリングを実施し、提案内容について別紙特定基準に基づいて各審査委員が審査・採点を行い、その合計点数により優先交渉権者及び次点者を選

定する。なお、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者の選定は行わないものとする。

## 10 審査委員

(株)佐藤信博建築設計事務所 一級建築士 佐藤 玲子  
福島市立矢野目小学校長  
福島市財務部財産マネジメント推進室公共建築課長  
福島市教育委員会事務局教育部次長  
福島市教育委員会事務局学校教育課長

## 11 費用負担

本プロポーザルに参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 12 契約の締結等

### (1) 仕様書の確定

福島市は、優先交渉権者と協議し、提案された内容を反映させた仕様書を確定する。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は、確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

### (3) 契約の締結

本件は議決事件のため、仮契約を締結し、議会の可決後仮契約書の内容をそのまま本契約とする契約を締結する。なお、契約が不調となった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

## 13 その他の事項

### (1) 契約保証金 免除

### (2) 契約書作成の要否 要

### (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

### (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①プロポーザル関係者と不正な接触等を行うなど、審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。

②企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。

③各書類の提出方法及び提出期間を遵守しない場合。

④提出書類に虚偽の内容を記載した場合。

⑤その他、信義に反する行為があったと認められるなど、審査委員会が不適格と認めた場合。

### (5) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

### (6) 参加表明書及び企画提案書は返却しない。

### (7) 参加表明書及び企画提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市

の了解を得なければならない。

14 プロポーザルに関する全体スケジュール（予定）

項目	期日又は期間
公募開始（公告）	令和6年6月10日（月）から
参加表明・企画提案に関する質問書の受付期間	令和6年6月10日（月）から 令和6年6月21日（金）まで
質問への回答	令和6年6月28日（金）
参加表明書及び企画提案書等の提出日	令和6年7月10日（水）
参加資格確認結果の通知	令和6年7月12日（金）
一次審査	令和6年7月17日（水）予定
二次審査	令和6年7月31日（水）予定
仮契約の締結	令和6年8月中 予定
本契約の締結	令和6年9月下旬予定

## 特 定 基 準

No.	評価項目	評価事項			配分点
1	事業所の能力 (書類審査)	同種業務実績 <sup>※1</sup>	3件	10	20
			2件	5	
			1件	1	
		専門分野の技術者 資格 <sup>※2</sup>	3分野	10	
			2分野	6	
			1分野	3	
			無し	0	
2	担当技術者の能力 (書類審査)	主任技術者としての 同種業務実績 <sup>※1</sup>	3件以上	20	20
			1～2件	10	
			0件	0	
3	企画提案の内容	テーマ1	10	40	
		テーマ2	10		
		テーマ3	10		
		テーマ4	10		
4	価格	配分点(20) × (最低見積額 / 自社の見積額) ※小数点以下切り捨て			20

※1 同種業務実績：4 参加資格要件(7)による実績

※2 専門分野の技術者資格：構造設計一級建築士、建築設備士、建築積算士の資格所有の有無  
(例 自社に構造設計一級建築士と建築設備士取得者がいる場合  
(建築積算士は不在)、6点)

一参加者の最高得点 260点

内訳 1 事業所の能力：20点

2 担当技術者の能力：20点

3 企画提案の内容(40点) × 審査委員数(5名)：200点

4 価格：20点